

EU諸国の植物検疫制度

EU (旧EC: 欧州共同体) は、平成5年1月1日に市場統合し、EU植物検疫統一規則が同年6月1日から施行された。これはEU加盟12か国が一つの地域として植物検疫を行うものである。

この改正は、これまで加盟国が独自に制定していた植物検疫規則を一つにまとめたもので、輸入検疫条件は全体的に厳しいものとなっている。

具体的には、今回の改正によって、日本から輸出されるマツ属・トウヒ属などの針葉樹、リンゴ属・ナシ属・サクラ属などのバラ科植物、クリ属・カシ属植物など12種類がEU全域で輸入禁止となった。

また、カエデ・ケヤキ・サツキなどの盆栽植物は、輸入禁止ではないが、新たに2年間の栽培地

検査が義務付けられたほか、栽植用木本植物とトマト種子についても、栽培地検査が必要となった。

生果実については、イタリア、ギリシア、フランス (コルシカ島) へのカンキツ類は、輸入禁止となっており、モモ、スモモ、サクランボなど核果類の生果実は灰星病に対する輸出検査が必要となった。

今回のEU植物検疫統一規則制定により、盆栽など栽培地検査が必要となる植物の種類が増えたことから、植物防疫所では輸出関係者に対して、EUが進入を警戒している病害虫と栽培地における防除方法に関する指導を随時行っている。また、EUから要求されている厳しい検疫条件をクリアーするため、殺菌・殺虫技術の開発を行っている。

海外のニュース

フロリダで発生したトマトモットルウイルスについて

1989年、米国フロリダ州のトマトに斑紋、わい化及び上向きの葉巻などの症状を起こすウイルス病が発生した。その後、この病気はフロリダ州のトマト栽培地帯全域に広がり、1990～1991年に約125億円の損害を与えた。この病原ウイルスは、タバココナジラミによって伝搬されるジェミニウイルスグループに属し、トマトモットルウイルス (tomato mottle virus: TMoV) と命名された。

TMoVの寄主範囲について、8科24属41種を用いて接種試験を行ったところ、トマト、タバコ及びホウズキの3属に病徴を生じたのみで、寄主範囲は狭かった。トマトでは上葉に退緑斑紋、下葉に上向きの葉巻を生じ、幼植物は不明瞭な斑紋をとまなう奇形葉を生じわい化した。これらの病徴は、ほ場で自然感染したトマトの症状と一致した。また、フロリダのトマト生産地帯では、ピーマンやジャガイモとの輪作が行われているが、TMoVの発生には関係がなかった。

タバココナジラミによって伝搬される野菜類の当該グループのウイルス病は、西半球で40余種が知られており、このうち、TMoVを含む8種がトマトに感染することが判明している。今回の試験結果では、TMoVはチョウセンアサガオとジャガイモに感染しないことから、他の7種ウイルスと識別が可能である。また、種子伝染はしないと考えられている。

なお、日本でタバココナジラミによって伝搬される当該グループのウイルス病は、サツマイモのサツマイモ葉巻ウイルスとナス、タバコ、トマトのタバコ葉巻ウイルスが知られている。

(Plant Disease Vol.77 No.12)

発行所 横浜植物防疫所
〒231 横浜市中区北仲通5-57 横浜第二合同庁舎 ☎(045)211-7155
発行人 大川 義 清
編集責任者 釘 持 秀 禧
印刷所 内村印刷株式会社